アベサンショウウオの生息地は、京都府丹後地方、兵庫県但馬地方、福井県嶺北地方及び石川県加賀地方の各一部に限られている。また、各生息地域は分断されているため、地域間の個体の移動は認められない。そのため、本種を保護するためには、各地域の主要な生息地を保護することが重要である。

特に兵庫県但馬地方の当該区域は、当初指定以降、継続的に生息が確認され、兵庫県但馬地方の中でも生息状況が安定している地域である。

本種は、毎年十二月中旬から下旬にかけて、湧水があり、泥底で落葉、枯木等が堆積する池又は水路で産卵し、卵は二月中旬に孵化する。幼生は六月下旬から七月上旬にかけて変態して上陸し、落葉広葉樹林又は竹林内の林床に生息する。そのため、本種の生息には、繁殖場所及び幼生の生息地として林内又は林縁にある池及び水路が、成体の生息地として湿潤な林床を持つうっ閉した落葉広葉樹林が必要である。

当該区域は、本種の生息に必要な前述の生息環境を含むとともに、産卵池や水路に湧水を供給する湧水源を含んだひとまとまりの林分であり、生息環境が良好に維持されている。

このような状況から、兵庫県但馬地方の主要な生息地である当該区域を生息地保護区に指定し、保護することが必要である。

㈡　生息条件の維持のための環境管理の指針

アベサンショウウオの生息条件を維持するため、当該区域における各種行為は、生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう配慮するものとする。

さらに、本種が生息する湿潤な環境は、ぜい弱で外的圧力を受けやすく、水系及び森林を一体的に保護することが特に重要であることから、当該区域の全部を管理地区として指定し、管理地区の区域の保護に関する指針に従って生息環境の適切な管理を行うものとする。

五　指定の区域（区域を表示した図面を含む。）、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所

環境省、環境省近畿地方環境事務所、兵庫県庁及び豊岡市役所

第二　管理地区の指定

一　名称

大岡アベサンショウウオ生息地保護区管理地区

二　指定の区域

大岡アベサンショウウオ生息地保護区の区域の全部七・八ヘクタール

三　指定に係る国内希少野生動植物種

Hynobius abei（アベサンショウウオ）

四　指定の区域の保護に関する指針

㈠　アベサンショウウオの個体の生息のために確保すべき条件

当該区域は、本種の繁殖場所又は幼生の生息環境となる池及び水路並びにそれらの湧水源を含んだひとまとまりの林分が存在することから、本種の個体群を維持するために、当該区域を管理地区として指定する必要がある。

㈡　生息条件の維持のための環境管理の指針

ア　工作物の設置等

本種の生息条件の維持を困難とするような工作物の設置及び宅地の造成その他の土地の形質の変更、土石の採取等は行わないこと。

イ　水面の埋立て又は干拓

本種の生息条件の維持のため、水路等の埋立て又は干拓は行わないこと。

ウ　水位・水量の変更

本種の生息条件の維持のため、水路等の水位及び水量の著しい変更を生じさせるような行為を行わないこと。

エ　木竹の伐採

本種の好適な生息条件である湿潤な林床を持つうっ閉した落葉広葉樹林、湧水等を保全するため、通常の管理行為以外の木竹の伐採を行わないこと。

五　指定の区域（区域を表示した図面を含む。）、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所

環境省、環境省近畿地方環境事務所、兵庫県庁及び豊岡市役所

第三　備考

縦覧期間は、公告の日から起算して二週間とし、第一の二及び第二の二に記載する区域に係る住民及び利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、環境大臣に意見書を提出することができる。

なお、意見書の提出先は、東京都千代田区霞が関一―二―二環境省自然環境局野生生物課である（郵便番号一〇〇―八九七五）。

○東京都公安委員会告示第三百四十四号

次の指定暴力団につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十月二十七日

東京都公安委員会委員長　渡邊　佳英

指定暴力団

平成二十八年六月二十日東京都公安委員会告示第二百十九号に係る指定番号三〇一六―二の指定暴力団（住吉会）

変更前

一　代表する者の氏名　西口　茂男

二　代表する者の住所　東京都杉並区高円寺北三丁目三十六番十三号

変更後

一　代表する者に代わるべき者の氏名　関　功

二　代表する者に代わるべき者の住所　千葉県柏市大青田千五百五十九番地の四十七

国会事項

参議院

報告書受領

十月二十四日内閣から、がん対策基本法第十条第八項において準用する同条第五項の規定に基づくがん対策推進基本計画の変更の報告を受領した。

皇室事項

行幸啓御日程

天皇皇后両陛下の鹿児島県へ行幸啓の御日程は、次のとおりである。

第一日　十一月十六日

皇居（乾門）御出門

東京国際空港御発　特別機

鹿児島空港御発　特別機

屋久島空港御着

屋久島町総合センター

屋久島空港御発　特別機

沖永良部空港御着

お泊所　おきえらぶフローラルホテル

第二日　十一月十七日

沖永良部空港御発　特別機

百合ヶ浜展望休憩所

与論町地域福祉センター

与論空港御発　特別機

沖永良部空港御着

お泊所　おきえらぶフローラルホテル

第三日　十一月十八日

花き生産者圃場

和泊町立国頭小学校

和泊町役場

沖永良部空港御発　特別機

鹿児島空港御発　特別機

東京国際空港御着

還幸啓

天候不良等の場合

第一日十一月十六日特別機が欠航の場合は、東京御発を翌十七日とし、同日の御日程を当初の第一日の御日程に同じとする。

第二日十一月十七日特別機が欠航の場合は、同日及び翌十八日の御日程を次のとおり変更する。

十一月十七日

花き生産者圃場

和泊町立国頭小学校

和泊町役場

お泊所　おきえらぶフローラルホテル

十一月十八日

沖永良部空港御発　特別機

与論空港御着

与論町地域福祉センター

与論空港御発　特別機

鹿児島空港御発　特別機

東京国際空港御着

還幸啓

第二日十一月十七日特別機が欠航し、さらに翌十八日の与論空港へ向かう特別機が欠航の場合は、十七日及び翌十八日の御日程を次のとおり変更する。

十一月十七日

花き生産者圃場

和泊町立国頭小学校

和泊町役場

お泊所　おきえらぶフローラルホテル

十一月十八日

沖永良部空港御発　特別機

鹿児島空港御発　特別機

東京国際空港御着

還幸啓

御祝電

天皇陛下は、オーストリア国の国祭日につき、十月二十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。